経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う平成 29・30 年度の
建設工事に係る競争参加資格の取扱いについて（再認定）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査の審査基準が平成 29 年国土交通省告示第 1196 号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴う、平成 29・30 年度競争参加資格の再認定の申請方法等について、次のとおり、お知らせします。

１．再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成 29・30 年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成 20 年国土交通省告示第 85 号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和 50 年 11 月 10 日付け建設省厚発第 473 号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和 50 年 12 月４日付け建設省営管第 459 号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

２．再認定の受付時期及び場所

平成 30 年４月１日から平成 30 年９月 30 日までの間に、次に掲げる提出場所において、郵送でのみ受け付けます【消印有効】。

なお、申請書類は書留郵便（簡易書留可）により提出してください。

【提出（郵送）場所】阪神高速道路株式会社　経理部契約課
〒541-0056　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　電話番号 06-6252-8121

申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、配達証明付郵便等の追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認して下さい。

また、受付確認等の返信用封筒・葉書が同封されていた場合は破棄させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

３．再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１）及び（様式１－２）いずれも右上の空欄に『**再認定**』と大きく朱書きしてください。

② 総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

４．再認定の申請に関する留意事項

①競争参加資格の再認定の申請は、**認定を受けている全工種一括で行う**必要があります。

②改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

ただし、登録できる工種は３つを限度としています。改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた登録工種が３工種に満たない場合の工種追加や工種の取り下げを除き工種変更はできません。

③工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

５．再認定の結果の通知

弊社ホームページに掲載する「平成 29・30 年度有資格者名簿」への記載をもって通知に代えることとします。

なお、認定までに要する期間は、申請書類の受付後およそ 45 日以内です。

申請書類様式及び再認定の結果については、弊社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格関係」をご覧ください。

http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/